

第30号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚生委員会資料  
令和3年2月22日  
健康推進部国保医療年金課

(1) 保険料率等の変更

① 基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和2年度		令和3年度(案)	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割	7.14/100		7.13/100		
		均等割	39,900		38,800		
	賦課割合	所得割	61	39	61	39	
		均等割	630,000		630,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	27,930		27,160		
		5割減額(2号)	19,950		19,400		
		2割減額(3号)	7,980		7,760		

② 後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和2年度		令和3年度(案)	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.29/100		2.41/100		
		均等割	12,900		13,200		
	賦課割合	所得割	60	40	60	40	
		均等割	190,000		190,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	9,030		9,240		
		5割減額(2号)	6,450		6,600		
		2割減額(3号)	2,580		2,640		

③ 介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和2年度		令和3年度(案)	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	1.99/100		2.59/100		
		均等割	15,600		17,000		
	賦課割合	所得割	58	42	60	40	
		均等割	170,000		170,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	10,920		11,900		
		5割減額(2号)	7,800		8,500		
		2割減額(3号)	3,120		3,400		

(2) その他の変更

① 条例 第19条の2【保険料の減額】

平成30年度税制改正による地方税法等の見直しに伴い国民健康法施行令が改正され、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことになった。これにより、国民健康保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しが行われたため、条例においても同様の改正を行う。

【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額:基礎控除額(33万円)  
5割軽減基準額:基礎控除額(33万円) + {28.5万円 × (被保険者数)}  
2割軽減基準額:基礎控除額(33万円) + {52万円 × (被保険者数)}

↓

【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額:基礎控除額(43万円) + {10万円 × (給与または年金所得者数※-1)}  
5割軽減基準額:基礎控除額(43万円) + {10万円 × (給与または年金所得者数※-1)} + {28.5万円 × (被保険者数)}  
2割軽減基準額:基礎控除額(43万円) + {10万円 × (給与または年金所得者数※-1)} + {52万円 × (被保険者数)}

※給与収入は、55万円以上の方が対象。

※年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円以上の方が対象。

② 条例 第15条【一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定】

租税特別措置法の改正により長期譲渡所得に係る特例が新たに創設されたことに伴い、国民健康保険料の算定について適用させるため、条例においても同様の改正を行う。

【現行】第15条第1項中

…第35条の2第1項または第36条…

↓

【改正後】第15条第1項中

…第35条の2第1項、**第35条の3第1項**または第36条…

③ 条例付則 第3条【公的年金等所得に係る保険料の減額の特例】

付則第3条中、「とする。」を「と、**110万円**とあるのは**125万円**とする。」に改める。

④ 条例付則 第8条【新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金】

付則第8条中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「**新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下この条から付則第10条までにおいて同じ。)**」に改める。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

## 【令和3年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について】

### 1 令和3年度基準保険料率算定における基本的な考え方

#### ① 激変緩和措置について

制度改正により、給付費総額の増減や都内他市町村の状況で保険料急増が見込まれたことから、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課対象としたうえで、平成30年度はそのうち納付金分を94/100として算定（不足する分は法定外繰入金で対応）した。

国の激変緩和措置期間である6年間を目途にこの割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入金を段階的に解消することとした。

4年度目となる令和3年度は、本来は97/100を賦課総額に算入するが、新型コロナウイルス感染拡大という特殊な社会情勢に鑑み、令和2年度同様の96/100を維持することが令和3年2月16日の特別区長会で決定した。

#### ② 特別区の基礎分・後期支援金分・介護納付金分の賦課割合は58：42とする。

平成30年度からの賦課割合（所得割：均等割）については、納付金算定の考え方に沿って、所得係数（所得水準の高い自治体ほど所得割比率が高くなる）により算定した賦課割合とし、特別区においては基礎分・支援分および介護分の賦課割合を58：42とする。

なお、介護分については、保険料負担が厳しい世帯に配慮するため均等割額を据え置いていたが、1人当たり負担見込み額が増えたことと、国からの交付金が減少したことにより、5年振りの増額となっている。

この賦課割合と均等割額から、介護分の所得割率を算出するため、区毎に所得割率が異なっている。

## 2 国保制度改革に伴う特別区の対応方針等

### (1) 特別区の対応方針

将来的な方向性（都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

なお、特別区の水準を参考に独自に対応することも可とする。

### (2) 医療費適正化施策への対応

糖尿病重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用促進、残薬調整等について、被保険者への直接的なアプローチも含め、広報媒体を通じて医療費適正化への啓発を継続し、合わせて医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、医療費適正化事業の働きかけを広域的に行っていく。

## 【国および東京都における激変緩和措置額について】

### (1) 国による激変緩和措置

制度開始から 6 年間の時限措置として、国費により特例基金を東京都に設置し、これを計画的に活用することにより保険料負担軽減を図る。

（令和 3 年度：全国で 150 億円、特別区約 17 億円）

⇒保険料算定のベースとなる都に支払う納付金が減算されている。

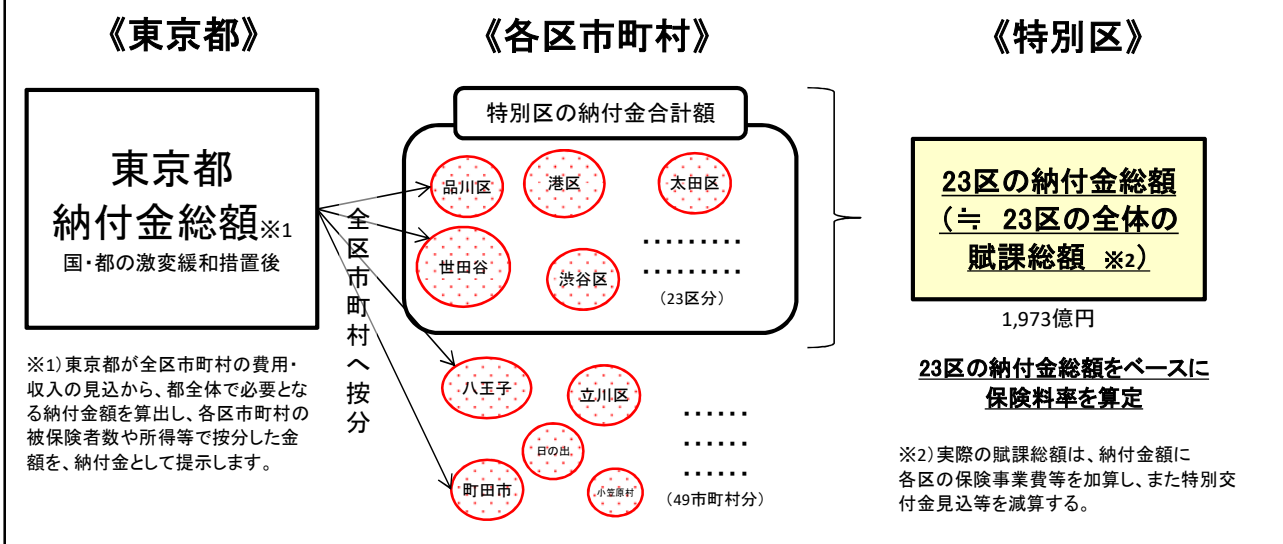
### (2) 東京都による激変緩和措置（財政支援）

令和 3 年度の算定において、激変緩和措置に必要な財源は国公費 22.7 億円（激変緩和のための暫定措置および追加激変緩和）により全額賄うことが可能であることから、激変緩和に都繰入金は活用しない。

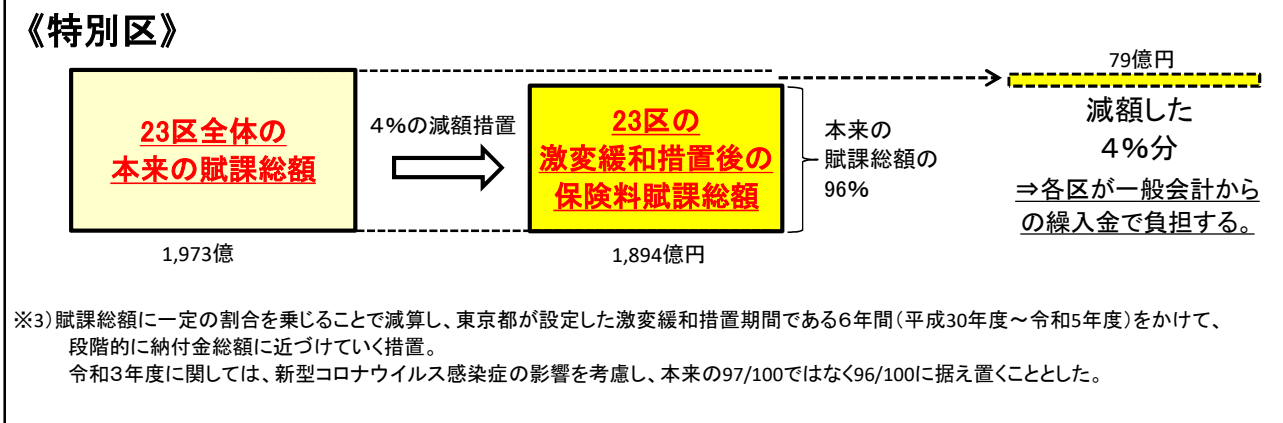
《令和3年度保険料率の算定について》※特別区統一保険料による調整  
 令和3年度の保険料率も、特別区長会において決定した統一保険料方式を継承すること  
 になったため、品川区も特別区統一保険料方式に則り、保険料率を決定いたします。

【特別区統一保険料方式における算定方法】[金額は基礎分]

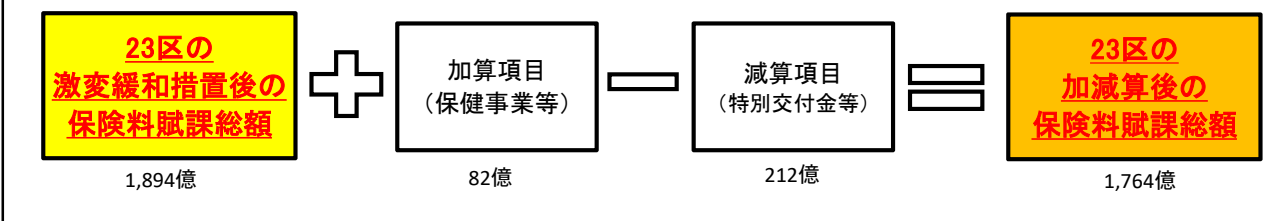
①東京都が算出した各区の納付金額を合算して、  
 23区の納付金総額をベースに保険料額を算定します。



②特別区における激変緩和措置策(※3)として、  
 本来の賦課総額から4%を減じる措置を2年度に引き続いて行います。

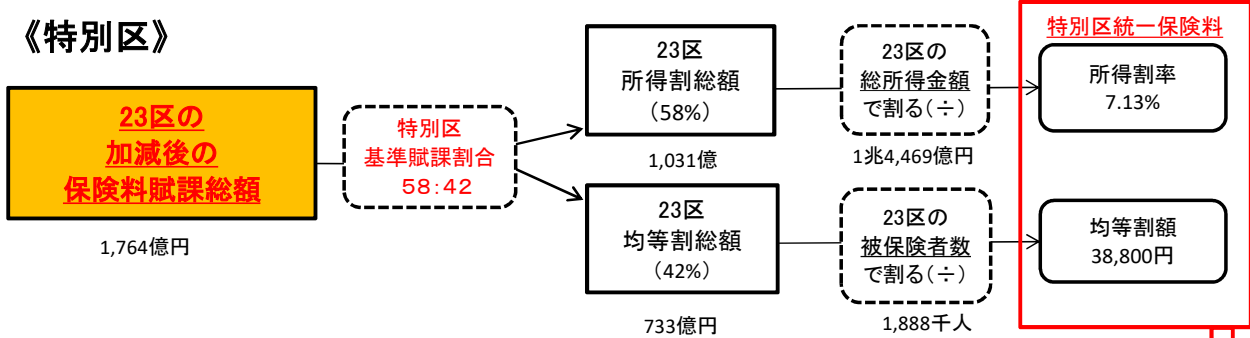


③保健事業 や任意給付等は、各区市町村ごとに差があるため、納付金に含まれていません。このため、特別交付金など推計可能な公費支援を減算したり、保健事業費を加算したりするなど、調整をします。



④基礎分および後期高齢者支援金分については、激変緩和後の賦課総額から、特別区の基準賦課割合を用いて、保険料率を算定します。

《特別区》



⇒ 各区は、この保険料率と同じ保険料率を設定します。  
 ⇒ 品川区は提示された納付金を基準に、保険料としてあつめるべき金額である賦課総額を決定します。

⑤介護納付金分については、均等割額のみ23区統一保険料率とすることとし、所得割率については各区独自で算出した率になります。

《特別区》

特別区統一保険料率



⇒所得割率については各区独自に算定することとする。

《品川区》



《令和3年度 保険料率の算定上の基礎数値について》

◆基礎分(医療分)

納付金総額	加算減算 調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
1,973億円	-130億円	1,843億円	1,031億円	14,469億円	7.13%
納付金総額 96%調整後		賦課総額96%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
1,894億円		1,764億円	733億円	1,888千人	38,800円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆後期高齢者支援分

納付金総額	加算減算 調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
658億円	-35億円	623億円	347億円	14,469億円	2.41%
納付金総額 96%調整後		賦課総額96%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
631億円		596億円	249億円	1,888千人	13,200円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆介護納付金分

納付金総額	加算減算 調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率	品川区 所得割率(%)
302億円	-12億円	290億円	162億円	所得割率は各区算定⇒		2.59%
納付金総額 96%調整後		賦課総額96%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額	
290億円		278億円	116億円	680千人	17,000円	

⇒均等割額を「17,000円」にするために、賦課割合を「60:40」とする

令和3年度(都提示本係数) 収入別・世帯構成別保険料試算【モデルケースによる試算】

品川区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

保険料率等 (旧ただし書方式)	2年度基準保険料		3年度基準保険料(最終案)賦課割合			
	61:39	58:42	医療分	支援金分	小計	介護分
	医療+支援分	介護分				
所得割率	9.43%	1.99%	7.13%	2.41%	9.54%	2.59%
均等割額	52,800	15,600	38,800	13,200	52,000	17,000
1人当たり保険料額	126,202	35,950	93,389	31,600	124,989	40,879
賦課限度額	820,000	170,000	630,000	190,000	820,000	170,000

①年金受給者(65歳以上)1人世帯【世帯主(65歳)のみ】

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3 年 度	2年度基準保険料[a](医療+支援)	15,840	15,840	86,561	191,421	269,218	348,430	428,585	508,740	591,724	681,309
	保険料[b](医療+支援)	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-240	-240	-123	817	1,724	2,648	3,583	4,518	5,486	6,531
	対前年度比[b]/[a]	0.985	0.985	0.999	1.004	1.006	1.008	1.008	1.009	1.009	1.010
	均等割軽減対象	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0

②年金受給者(65歳以上)2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3 年 度	2年度基準保険料[a](医療+支援)	31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	481,385	561,540	644,524	734,109
	保険料[b](医療+支援)	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-480	-480	-283	17	924	1,848	2,783	3,718	4,686	5,731
	対前年度比[b]/[a]	0.985	0.985	0.997	1.000	1.003	1.005	1.006	1.007	1.007	1.008
	均等割軽減対象	7	7	5	0	0	0	0	0	0	0

③給与所得者(65歳未満)1人世帯【世帯主(40歳)のみ】

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3 年 度	2年度基準保険料[a](医療+支援)	15,840	28,286	136,727	202,737	272,519	347,959	423,399	502,611	587,481	672,351
	保険料[b](医療+支援)	15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-240	-378	179	949	1,763	2,643	3,523	4,447	5,437	11,197
	対前年度比[b]/[a]	0.985	0.987	1.001	1.005	1.006	1.008	1.008	1.009	1.009	1.017
	均等割軽減対象	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0
3 年 度	2年度保険料[c](医療+支援+介護)	20,520	36,484	170,038	249,978	334,486	425,846	517,206	613,134	715,914	819,689
	保険料[d](医療+支援+介護)	20,700	36,926	176,957	261,867	351,629	448,669	545,709	647,601	756,771	853,548
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	180	442	6,919	11,889	17,143	22,823	28,503	34,467	40,857	33,859
	対前年度比[d]/[c]	1.009	1.012	1.041	1.048	1.051	1.054	1.055	1.056	1.057	1.041
	均等割軽減対象	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0

④給与所得者(65歳未満)2人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)】

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3 年 度	2年度基準保険料[a](医療+支援)	31,680	54,686	168,407	255,537	325,319	400,759	476,199	555,411	640,281	725,151
	保険料[b](医療+支援)	31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-480	-778	-301	149	963	1,843	2,723	3,647	4,637	10,397
	対前年度比[b]/[a]	0.985	0.986	0.998	1.001	1.003	1.005	1.006	1.007	1.007	1.014
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0
3 年 度	2年度保険料[c](医療+支援+介護)	41,040	70,684	211,078	318,378	402,886	494,246	585,606	681,534	784,314	888,089
	保険料[d](医療+支援+介護)	41,400	71,426	218,357	330,867	420,629	517,669	614,709	716,601	814,918	905,548
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	360	742	7,279	12,489	17,743	23,423	29,103	35,067	40,857	17,459
	対前年度比[d]/[c]	1.009	1.010	1.034	1.039	1.044	1.047	1.050	1.051	1.051	1.020
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)】

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3 年 度	2年度基準保険料[a](医療+支援)	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951
	保険料[b](医療+支援)	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-720	-1,178	-941	-651	163	1,043	1,923	2,847	3,837	455
	対前年度比[b]/[a]	0.985	0.985	0.996	0.998	1.000	1.002	1.004	1.005	1.006	1.001
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0
3 年 度	2年度保険料[c](医療+支援+介護)	56,880	97,084	253,318	371,178	455,686	547,046	638,406	734,334	837,114	940,889
	保険料[d](医療+支援+介護)	57,000	97,426	259,957	382,867	472,629	569,669	666,709	768,601	866,918	948,406
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	120	342	6,639	11,689	16,943	22,623	28,303	34,267	29,804	7,517
	対前年度比[d]/[c]	1.002	1.004	1.026	1.031	1.037	1.041	1.044	1.047	1.036	1.008
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑥給与所得者(65歳未満)4人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)】

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3 年 度	2年度基準保険料[a](医療+支援)	63,360	107,486	189,527	318,897	430,919	506,359	581,799	661,011	745,881	818,698
	保険料[b](医療+支援)	62,400	105,908	188,906	318,086	430,282	506,602	582,922	663,058	748,918	817,206
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-960	-1,578	-621	-811	-637	243	1,123	2,047	3,037	-1,492
	対前年度比[b]/[a]	0.985	0.985	0.997	0.997	0.999	1.000	1.002	1.003	1.004	0.998
	均等割軽減対象	7	5	5	2	0	0	0	0	0	0
3 年 度	2年度保険料[c](医療+支援+介護)	72,720	123,484	222,838	375,498	508,486	599,846	691,206	787,134	889,914	981,636
	保険料[d](医療+支援+介護)	72,600	123,426	228,957	386,467	524,629	621,669	718,709	820,601	918,918	987,206
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-120	-58	6,119	10,969	16,143	21,823	27,503	33,467	29,004	5,570
	対前年度比[d]/[c]	0.998	1.000	1.027	1.029	1.032	1.036	1.040	1.043	1.033	1.006
	均等割軽減対象	7	5	5	2	0	0	0	0	0	0

# 国民健康保険料の保険料率等の推移①

## 【基礎分&後期高齢者支援金分】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度(案)		
特別区賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
(所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
品川区賦課割合		61:39		62:38		61:39		61:39		61:39		
(所得割:均等割)		61:39	61:39	62:38	62:38	61:39	61:39	61:39	60:40	61:39	60:40	
〔品川特別区統一基準と同一〕	所得割率	9.43%		9.54%		9.49%		9.43%		9.54%		
	基礎分	支援金分	7.47%	1.96%	7.32%	2.22%	7.25%	2.24%	7.14%	2.29%	7.13%	2.41%
	均等割額		49,500円		51,000円		52,200円		52,800円		52,000円	
	基礎分	支援金分	38,400円	11,100円	39,000円	12,000円	39,900円	12,300円	39,900円	12,900円	38,800円	13,200円
	賦課限度額		730,000円		770,000円		800,000円		820,000円		820,000円	
	基礎分	支援金分	540,000円	190,000円	580,000円	190,000円	610,000円	190,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円
特別区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		118,441円		121,988円		125,174円		126,202円		124,989円		
基礎分	支援金分	92,289円	26,152円	93,287円	28,701円	95,640円	29,534円	95,473円	30,729円	93,389円	31,600円	
特別区 1人当たり保険料 前年度との差		金額		7,252円		3,547円		3,186円		1,028円		
		率		+6.52%		+2.99%		+2.61%		+0.82%		
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		126,212円		132,924円		132,308円		135,480円		132,290円		
基礎分	支援金分	98,462円	27,750円	101,610円	31,314円	101,073円	31,235円	103,230円	32,250円	99,119円	33,171円	
品川区 1人当たり保険料 前年度との差		金額		7,751円		6,712円		-616円		3,172円		
		率		+6.54%		+5.32%		-0.46%		+2.40%		

※1 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

〔参考〕品川区 標準保険料率	標準 所得割率		9.90%	
	基礎分	支援金分	7.41%	2.49%
	標準 均等割額		57,796円	
	基礎分	支援金分	43,536円	14,260円

## 国民健康保険料の保険料率等の推移②

### 【介護納付金分】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(案)
特別区賦課割合 (所得割:均等割)		50:50	53:47	54:46	57:43	58:42
品川区賦課割合 (所得割:均等割)		49:51	53:47	52:48	58:42	60:40
保 険 料 率 等	品川区所得割率 (品川区独自)	1.39%	1.51%	1.51%	1.99%	2.59%
	品川区均等割額 (特別区基準と同じ)	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円	17,000円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円

【参考】品川区 標準保険料率	品川区 介護分 標準所得割率	2.59%
	品川区 介護分 標準均等割額	18,903円





品川区国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<b>第35条の3第1項</b>または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)</p>

新	旧
<p>号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
(第2項省略)	(第2項省略)
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
<p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
(1) 所得割 <u>100分の7.13</u>	(1) 所得割 <u>100分の7.14</u>
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u>	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万9,900円</u>
(第2項省略)	(第2項省略)
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
(1) 所得割 <u>100分の2.41</u>	(1) 所得割 <u>100分の2.29</u>
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万3,200円</u>	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万2,900円</u>
(第2項省略)	(第2項省略)
(介護納付金賦課額の保険料率)	(介護納付金賦課額の保険料率)
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
(1) 所得割 <u>100分の2.59</u>	(1) 所得割 <u>100分の1.99</u>
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万7,000円</u>	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万5,600円</u>
<p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基</p>	<p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基</p>

新	旧
<p>基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般</p>	<p>基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般</p>

新	旧
<p>株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u></p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万7,160</u></p>	<p>株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万7,930</u></p>

新

円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万1,900円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万9,400円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,600円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき8,500円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,760円

旧

円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき9,030円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万920円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万9,950円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,450円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,800円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,980円

新	旧
<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,640円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,400円</u></p> <p>付 則 (公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)</p> <p>第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した額から15万円を控除した額によるものとし、地方税法)と、<u>「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下この条から付則第10条までにおいて同じ。))に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>付 則</u></p>	<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,580円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,120円</u></p> <p>付 則 (公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)</p> <p>第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した額から15万円を控除した額によるものとし、地方税法)とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>(第2項および第3項省略)</p>

新	旧
<p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2および付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	